

第2章 計画の基本的事項

1 計画の位置づけ

(1) 地球温暖化対策の推進に関する法律

本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成26年5月30日改正、以下同じ）第20条の3第3項に基づき、仙台市内の「自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の抑制等を行うための施策」に関し、定めたものです（地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編））。

なお、同法第20条の3第1項に基づく仙台市役所自らの事務及び事業の実施に関する取り組み（地球温暖化対策地方公共団体実行計画（事務事業編））については、「新・仙台市環境行動計画」として別に定めています。

(2) 杜の都環境プラン(仙台市環境基本計画)

本計画は、仙台市環境基本条例第8条に定める、仙台市環境基本計画「杜の都環境プラン」に掲げる「低炭素都市づくり」を進めるための個別計画として位置づけます。

2 改定の方向性

東日本大震災という未曾有の大規模災害を経験した本市が温暖化対策の計画を改定するに当たっては、温室効果ガス排出量の削減のみを目的とするだけでなく、震災から得た教訓を生かすとともに、「杜の都」と称される仙台の特性をも生かした計画とすべきと考えました。

まず、エネルギー供給の途絶、逼迫という震災時の経験から、私たちはエネルギーの重要性・有限性というものを再認識しました。持続可能なライフスタイルと災害に負けない暮らしの両立を実現するためには、省エネ・創エネ・蓄エネの3E（スリーイー）を推進していく必要があります。

また、仙台の快適な暮らしや文化の育みは「杜の都」の自然に支えられてきたものです。この「杜の都」は、復興を成し遂げ未来の仙台を築き上げるための重要な都市個性であるとともに、その自然は、気候変動の緩和や適応においても重要な機能を有しています。こうした「杜」を守り育てることで「杜の都」ならではの強みや恵みを楽しむよう、施策を推進していくことが必要です。こうしたことから、本計画改定の方向性は以下のとおりとします。

- ▶ 杜の都環境プランで掲げる都市像「低炭素都市」仙台に、「災害に強いまちづくり」の視点を加えます。
- ▶ 杜の都の良好な自然環境をまちの低炭素化に生かします。
- ▶ 化石資源に過度に頼らない、持続可能な社会をつくるための具体的な施策展開を目指します。

3 計画期間

計画期間は、2016（平成28）年度から2020（平成32）年度までとし、杜の都環境プランと目標年度（計画期間満了年度）の整合性を図ります。

また、震災後の状況変化を踏まえた計画として目標を持つことから、震災後に増加した排出量を以前の水準に戻し、更に削減するという方向性を明らかにするため、2010（平成22）年度を基準年度とします。

4 対象ガス

本計画で対象とする温室効果ガスは、地球温暖化対策の推進に関する法律の規定と同様に、表2-1に示す7種類の温室効果ガスで、本市域から排出されるものとします。なお、本計画では各種温室効果ガス排出量を二酸化炭素に換算し合算した量で表しています。

表2-1 対象となる温室効果ガスの種類、主な発生源及び地球温暖化係数

温室効果ガスの種類	主な発生源	地球温暖化係数 ※1 (IPCC第4次評価報告書)
二酸化炭素 (CO ₂)	石炭、ガソリン、重油、都市ガス等化石燃料の燃焼、セメントやアンモニア等の製造等	1
メタン (CH ₄)	石炭の採掘、水田における稲の栽培、家畜の腸内発酵やふん尿処理、廃棄物の埋立処分等	25
一酸化二窒素 (N ₂ O)	燃料の燃焼、アジピン酸や硝酸の製造、化学肥料・有機肥料の使用等	298
ハイドロフルオロカーボン (HFC) ※2	スプレー製品の噴射剤、カーエアコンや冷蔵庫・冷凍庫の冷媒、クリーニング溶剤等	12 ~ 14,800
パーフルオロカーボン (PFC) ※2	半導体洗浄、アルミニウムの生産等	7,390 ~ 17,340
六フッ化硫黄 (SF ₆)	変電設備に封入される電気絶縁ガスや半導体洗浄等	22,800
三フッ化窒素 (NF ₃)	半導体や液晶のドライエッチングや洗浄等	17,200

※1 地球温暖化係数

二酸化炭素以外の温室効果ガスの単位重量当たりの温室効果を、二酸化炭素を1として比較した場合の係数。各ガスの値は、温室効果を見積もる期間の長さ、ガスの大気中での寿命、ガスが吸収する赤外線波長の長さなどによって決まります。京都議定書第一約束期間（2008～2012年）はIPCC第2次評価報告書（1995）、第二約束期間（2013～2020年）はIPCC第4次評価報告書（2007）における排出後100年間の影響を考慮した値を用いることになっています。

※2 ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン

複数の化合物の総称であり、対象となるのは地球温暖化対策の推進に関する法律施行令で定める物質に限ります。また、物質ごとに地球温暖化係数が定められているため、本表では、その最小値から最大値で表記しています。

なお、三フッ化窒素の追加及びIPCC第4次評価報告書を反映した地球温暖化係数は、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令の改正（平成27年4月1日施行分）を反映したものであり、京都議定書第二約束期間（2013～2020年）と連動しています。本計画で用いる値は、目標年度（計画期間満了年度）が京都議定書の第二約束期間内であることから、基準年度との比較などを行いやすくするため、2012年以前も含めて全て表に示した2013年以降の係数を用いることとします。